

JX 日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所の公害防止に関する協定書

昭和46年6月14日

昭和49年3月29日

昭和59年4月1日

平成3年4月26日

平成7年4月1日

平成13年7月31日

平成14年4月1日

平成16年1月22日

平成20年3月26日

平成25年3月29日

宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町(以下「甲」という。)と JX 日鉱日石エネルギー株式会社 (以下「乙」という。)とは、公害防止条例 (昭和46年宮城県条例第12号) 第11条の規定に基づき、乙が仙台市宮城野区港五丁目1番1号に設置する事業所 (以下「事業所」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、事業所の操業に伴う公害の発生を防止するとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的とする。

(事業者の責務)

第2条 乙は、事業所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

(環境関連法令の遵守)

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第4条 乙は、大気汚染防止のため、事業所における別表第1に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第2に掲げる基準を遵守する。また、別表第1に掲げる各フレアスタックのパイロットバーナー使用燃料について、別表第3に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、事業所の設備及び作業工程から発生する炭化水素については、没液注入方式の採用等適切な措置を講ずることにより、その減少を図る。

3 気象条件の悪化等による異常事態にそなえ、硫黄酸化物の排出総量を当該操業時の2分の1以下にできる体制にしておくとともに、宮城県 (以下「県」という。) が設置する測定網において、別表第4に掲げる硫黄酸化物の濃度が出現した場合には、風向等気象条件を考慮し、甲は乙に対し必要な措置をとることを要請し、乙はこれに従う。

4 乙は、光化学スモッグ発生予報時及び発生時において、甲の行う施策に協力する。

5 乙は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物排出濃度、窒素酸化物排出濃度及び燃料使用量等にかかわる自動測定装置を設置し、県が行うテレメート化に協力する。

6 乙は、毎年度始めに当該年度における燃料使用計画を甲に報告する。

(水質汚濁防止対策)

第5条 乙は、水質汚濁防止のため、事業所から排出される排水について、別表第5に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、荷役時等、海面汚染のおそれがある場合、オイルフェンス等による予防措置を講ずるとともに、海面に流出した油分は適切に回収する。

3 乙は、事業所において海上輸送にかかるバラスト水等を適切に処理する。

4 乙は、生物による監視池を設置する。

(地下水汚染防止対策)

第6条 乙は、地下水汚染防止のため、適切な措置を講じる。

(土壌汚染防止対策)

第7条 乙は、土壌汚染防止のため、適切な措置を講じる。

(騒音・振動防止対策)

第8条 乙は、事業所から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については事業所の北側県有地北端及び都市公園仙台港多賀城地区緩衝緑地北端において別表第6の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については事業所の北側及び東側敷地境界線において別表第6の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙は、事業所から発生する悪臭を防止するため、敷地境界において別表第7に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、各種ガスの漏えいを防止するため、事業所の設備及び機械を原則として密閉構造とする。

3 乙は、やむを得ず発生する悪臭ガスについて、フレアスタック又は加熱炉で燃焼する等の適切な処理を行うとともに、不燃焼を防止するため、自動警報装置を設置する等万全の措置を講じる。

(化学物質対策)

第10条 乙は、事業所の操業に伴い使用、製造又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、出荷時の漏れ対策を講じる等、環境への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第11条 乙は、事業所の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第12条 乙は、乙以外の者が事業所内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第13条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第14条 乙は、事業所の操業又は施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他住民への通報等必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。ただし、環境関連法令に定めのある場合は、甲への報告を省略することができる。

2 前項の公害が発生した場合、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って損害の賠償等適切な措置を講じる。

(報告及び立入調査)

第15条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業所内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第16条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「新設等」という。)は、事前に甲と協議する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、乙の報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第17条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第18条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境保全活動の推進等)

第19条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

(違反時の措置)

第20条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第21条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

(その他)

第22条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

(協定の廃止)

第23条 甲と乙が、昭和59年3月29日付けで締結した「新日本石油精製株式会社仙台製油所の公害防止に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

甲 宮城県知事
仙台市長
塩竈市長
名取市長
多賀城市長
七ヶ浜町長
利府町長

乙 東京都千代田区大手町二丁目6番3号
JX日鉱日石エネルギー株式会社
代表取締役社長

別表第1 (第4条関係)
ばい煙発生施設

施設名		項目	煙突高 (m)	排出ガス量 (m ³ /h)		使用燃料	燃焼能力 (kℓ/h)	排出 温度 (°C)	排出 速度 (m/s)	
A筒	1号常圧蒸留装置加熱炉		120	56,100	128,920	重油 石油ガス	4.3	200	1.5	
	2号常圧蒸留装置加熱炉			56,100			4.3			
	硫黄回収装置燃焼炉			16,720			0.15			
B筒	1号重質ガソリン脱硫装置加熱炉		120	8,300	214,460	石油ガス	0.47	250	2.0	
	2号重質ガソリン脱硫装置加熱炉			6,350			0.48			
	重質ガソリン改質装置加熱炉			80,600			6.1			
	灯油脱硫装置加熱炉			16,000			1.2			
	軽油脱硫装置加熱炉			8,000			0.45			
	減圧蒸留装置加熱炉			47,290			4.1			
	1号減圧軽油脱硫装置加熱炉			28,200			2.1			
	2号減圧軽油脱硫装置加熱炉			13,720			0.78			
	3号減圧軽油脱硫装置加熱炉			6,000			0.45			
	廃熱ボイラー			(30,900)			石油ガス (重油)			(2.5)
C筒	1号ボイラー		120	52,400	197,400	重油 石油ガス	3.9	200	2.5	
	2号ボイラー			145,000			9.8			
D筒	残油流動接触分解装置触媒再生塔		90	177,000	591,300	石油ガス		250	31.3	
	硫酸再生装置分解炉			10,000			0.17			
	排煙脱硫装置アフターフェーン			27,490			0.64			
	1号ガソリン分留装置加熱炉			15,460			重油 石油ガス			2.3
	2号ガソリン分留装置加熱炉			14,850			1.2			
	1号重油直接脱硫装置加熱炉			22,000			1.7			
	2号重油直接脱硫装置加熱炉			22,000			1.7			
	3号重油直接脱硫装置加熱炉			12,100			0.94			
	1号水素製造装置加熱炉			3,600			石油ガス			0.27
	2号水素製造装置加熱炉			15,300			1.2			
	水素製造装置改質炉			208,300			19.9			
2号硫黄回収装置燃焼炉		63,200	1.1							
E筒	ガスタービン		60	(171,000)	175,900	液石油ガス 石油ガス	2.94	280	1.7	
	3号廃熱ボイラー			175,900		液石油ガス 石油ガス	8.6			
F筒	2号ガスタービン		59	(313,100)	655,400	液石油ガス 石油ガス	9.5	153	17.1	
	4号廃熱ボイラー			327,700		液石油ガス 石油ガス 水素ガス	11.2			
	3号ガスタービン			(313,100)		液石油ガス 石油ガス	9.5			
	5号廃熱ボイラー			327,700		液石油ガス 石油ガス 水素ガス	11.2			
ガソリン脱硫装置加熱炉			27	7,070		石油ガス	0.67	330	7	
ナフサ水素化 脱硫装置 加熱炉	1号ナフサ水素化脱硫装置加熱炉		43.2	21,600	29,400	石油ガス	1.69	290	6.3	
	2号ナフサ水素化脱硫装置加熱炉			18,100			1.42			
連続触媒再生式接触改質装置加熱炉			90	126,900		石油ガス	9.95	180	8.0	
改質ガソリン分留装置加熱炉			59	35,100		石油ガス	2.76	270	15.8	
No.1フレアスタック			60	41,000		石油ガス	46	73	4.2	
No.2フレアスタック			90	5		石油ガス	0.005	38	1.2	
低温LPGタンク用フレアスタック			55	5		液石油ガス	0.011	38	0.7	
備考										
1 数値は、最大能力時におけるものとする。										
2 B筒廃熱ボイラーは他のばい煙発生施設から発生する廃熱を使用するため、B筒の排出ガス量に含めない。()内の数値は重油を助燃バーナーで専焼したときのもの。										
3 D筒残油流動接触分解装置触媒再生塔は触媒に付着したカーボンと空気との混合で燃焼し、石油ガスを燃料として使用するのは燃焼開始時のみため、使用燃料及び燃焼能力は空欄とする。										
4 E筒及びF筒ガスタービンの排出ガスは廃熱ボイラーの助燃空気として使用するため、E筒及びF筒の排出ガス量に含めないものとする。										
5 ナフサ水素化脱硫装置加熱炉は、1号及び2号加熱炉の排ガスを2号加熱炉の熱回収部で熱回収を行い、2号加熱炉に設置された煙突より排出。原料油の性状変化により各々の加熱炉の排ガス量が変動するが、合計排ガス量は最大29,400m ³ /hとする。										
6 No.2及び低温LPG用フレアスタックの数値は、パイロットバーナーのものとする。										

別表第2(第4条関係)

1 硫黄酸化物排出基準

項目	協定値
硫黄酸化物年間許容排出量 (t/年)	2,200
硫黄酸化物時間許容排出量 (m ³ N/h)	105
使用燃料硫黄含有率 (%)	0.4以下
備考 使用燃料硫黄含有率とは、排煙脱硫装置の効果及びガス混焼等を総合した硫黄含有率の計算値(重油換算値)をいう。	

2 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値 (cm ³ /m ³ N)	換算酸素濃度 (%)
A 筒	170	6
B 筒	170	6
C 筒	190	4
D 筒	185	6
E 筒	100	5
F 筒	60	5
ガソリン脱硫装置加熱炉	80	6
ナフサ水素化脱硫装置加熱炉	60	6
連続触媒再生式接触改質装置加熱炉	60	6
改質ガソリン分留装置加熱炉	60	6
備考 1 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。 2 窒素酸化物濃度は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m ³ 当たりのものとする。 3 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。 $\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ Cs : 窒素酸化物の実測値(cm ³ /m ³ N) On : 換算酸素濃度(%) Os : 排ガス中の酸素濃度(%) 4 重油直接脱硫装置群停止時のD筒協定値は220 cm ³ /m ³ Nとする。		

3 ばいじん排出基準

施設名	協定値 (g/m ³ N)	換算酸素濃度(%)
A 筒	0.10	6
B 筒	0.10	6
C 筒	0.10	4
D 筒	0.10	6
E 筒	0.05	5
F 筒	0.05	5
ガソリン脱硫装置加熱炉	0.10	6
ナフサ水素化脱硫装置加熱炉	0.15	6
連続触媒再生式接触改質装置加熱炉	0.10	6
改質ガソリン分留装置加熱炉	0.15	6
備考		
1 ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。 2 ばいじん量は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m ³ 当たりのものとする。 3 ばいじん量については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。 $\text{換算ばいじん量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ Cs : ばいじん量の実測値(g/m ³ N) On : 換算酸素濃度(%) Os : 排ガス中の酸素濃度(%)		

別表第3 (第4条関係)

フレアスタックパイロットバーナー使用燃料ガス

	協定値
硫化水素 (ppm)	100
塩化水素 (ppm)	5

別表第4 (第4条関係)

硫黄酸化物濃度 測定値 (1時間値)	測定点	継続時間
0.15ppm 以上	2点	2時間
0.20ppm 以上	2点	...
0.30ppm 以上	1点	...

別表第5(第5条関係)

排出水の排出基準

項目	協定値
水量 (m ³ /日)	15,000
水素イオン濃度	5.8~8.6
化学的酸素要求量 (mg/l)	20
浮遊物質 (mg/l)	30
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	1
フェノール類含有量 (mg/l)	1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	100
備考	
測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。	

別表第6(第8条関係)

1 騒音の規制基準

昼間 午前 8時から 午後 7時まで	朝 午前 6時から 午前 8時まで 夕 午後 7時から 午後 10時まで	夜間 午後 10時から 翌日の午前 6時まで
55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
備考 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)に定める方法とする。		

2 振動の規制基準

昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
65dB以下	60dB以下
備考 測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)に定める方法とする。	

別表第7(第9条関係)

悪臭の規制基準

規制箇所	協定値
敷地境界	臭気指数1.5
備考 測定方法は、三点比較式臭袋法(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める方法とする。	